

28 介護第 899 号
平成 28 年 6 月 16 日

指定居宅介護支援事業者 様

高知市介護保険課長 川 村 弘

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款変更について（通知）

日頃は本市介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
本市では、平成 28 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。これに伴い、各事業者の定款の変更が必要となりますので、下記のとおり通知いたします。

記

総合事業における第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を受託される指定居宅介護支援事業者は、事業開始までに定款に総合事業についての記載を追加してください。高知市への届出は不要です。なお、運営規程については、変更の必要はありません。

定款記載例

- ① 「介護保険法に基づく第 1 号介護予防支援事業」
- ② 「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
- ※ 定款変更記載例がすべての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁にその変更について確認してください。
- ※ 社会福祉法人につきましても、原則公益事業としての記載が必要ですが、詳細につきましても、法人所轄庁までお問い合わせください。

（問合せ先）高知市健康福祉部介護保険課 事業係
TEL 088-823-9972
FAX 088-824-8390